

# 中国の知的財産権裁判所について

中国弁護士・弁理士 **魏 啓学**<sup>\*</sup>，中国弁理士 **劉 新宇**<sup>\*\*</sup>



## 要 約

中国では、1980年代初期に知的財産権制度が発足され、これまでに30年余りが経過した。その間、知財制度は徐々に整備が進み、中国における知財保護の高まりとともに、2013年には中国の裁判所に提訴された一審知財訴訟事件は約10万件に達し、今後ますます増加することが予測されている。このような状況下で、昨年8月全国人民代表常務委員会で『北京、上海、広州に知的財産権裁判所を設立させることに関する決定』が採択され、最高裁判所では、この決定に基づき関係機関と高等裁判所に指示を与え、設立の準備を進めてきた。そして、昨年11月6日、北京知的財産権裁判所が訴訟事件の受理を始め、これまでに、上海、広州にも知的財産権に係る行政事件、民事事件を専門に取扱う知的財産権裁判所が設立された。本稿では、知的財産権裁判所について地域管轄、管轄範囲、構成やその特色を詳しく掘り下げてご紹介する。

## 目次

1. 背景
2. 決定
3. 設立数
4. 地域管轄
5. 管轄範囲
6. 裁判所の構成
7. 裁判長など
8. 上訴裁判所
9. 技術調査官
10. 立件（受理）手続き
11. 経過措置
12. 巡回裁判所
13. 住所

## 1. 背景

中国では、1970年代後半からの長年にわたる準備を経て、80年代の初期に知的財産権制度が発足してから32年が経過した。この32年間にわたる施行を経て、中国の知的財産権の利用と保護の実際状況に適応させるため、改正を施して、ほぼ完璧な制度になり、国民の知的財産権への認識が高まってきたが、模倣品事件や冒認事件は依然として多発している。1980年代の後半から2000年までの間、中国の各地方の模倣対策の行政機関は数多くの事件を扱い、権利の保護に大きな貢献をしてきた。中国は2001年12月、WTOに正式に加盟し、特に21世紀に入ってから、中国の裁判所

は、行政担当機関よりもますます大きな役割を果たすようになってきている。関連統計によれば、2012年、一審知財訴訟事件で裁判所に提訴された事件は約9万件、2013年には約10万件に達した。北京市の裁判所は毎年、約1万5000件の事件を扱っており、今後ますます増えていくことが予測されている。

中国には、高等裁判所は32箇所、中等裁判所（地方裁判所）は404箇所、そのうち、特許事件の担当として指定された中等裁判所は89箇所あり、基層裁判所（各都市の区の裁判所）は3500箇所ある。また、直轄市である北京市、上海市、広州市及び重慶市には中等裁判所がそれぞれ2箇所又は3箇所設置されている。

外国の裁判官と同様に、中国の裁判官も独立裁判を行なっている。中国の知財の歴史は浅く、各地方には文化的にも、人間関係なども多少影響を及ぼすことがあるため、同様の事件について、異なる判決が言い渡され、異なる見解が発表されることもある。これを統一させるために、最高裁判所は自ら言い渡した判決又は「司法解釈」によりこのような現象の改善に努めているが、いまだに望ましい状態には到達しているとは言えない。このため、裁判所制度にマイナスの影響を与えているこの状況を打破するために、問題として国

\* 林達劉グループ 北京魏啓学法律事務所  
北京林達劉知識産権研究所

\*\*同 北京林達劉知的財産権代理事務所

会(中国では「全国人民代表大会」と言う)に提起された。

中国の知財制度にさらなる改善を施し、知的財産権への保護を強化することにより、経済の一層の活性化を促すことは、喫緊の課題となっている。

## 2. 決定

これを受けて、第12期全国人民代表常務委員会(中国の常設の立法機関)第10回会議において、『北京、上海、広州に知的財産権裁判所を設立させることに関する決定』が採決され、2014年8月31日に発表された。

最高裁判所は、この決定に基づいて速やかに関係地方の関係機関と高等裁判所に指示を与え、設立の準備作業を進めてきた。

北京市の議会(北京市第14期人民代表大会第14回目の常務委員会)は2014年11月2日、北京知的財産権裁判所の所長などの任命を発表し、北京知的財産権裁判所は同年11月6日をもって正式にスタートし、決められた知的財産権に関する訴訟事件の受理を始めた。

## 3. 設立数

上記の法律規定により、2014年年末までに設立される知的財産権裁判所は現在までに、北京知的財産権裁判所、上海知的財産権裁判所、広州知的財産権裁判所の3箇所である。

## 4. 地域管轄

北京知的財産権裁判所と上海知的財産権裁判所は、それぞれ北京市と上海市の知財事件を管轄し、異なる地域に跨がる事件を管轄することがないが、広州知的財産権裁判所は広州市の知財事件に限らず、広東省全域の知財事件を管轄することになる。これは「地方保護主義」がまだ残存している広東省にとっては、大変な意義があり、知財事件についてのばらつきのある判断を是正するうえで、大きな意味があると言える。広州知的財産権裁判所の設立により、広東省における知的財産権への保護はさらに強化されることが期待される。

## 5. 管轄範囲

最高裁判所と北京市高等裁判所の発表によれば、北京で発生する下記の事件は北京知的財産権裁判所に管轄される。

(1) 特許、植物新品種、半導体、集積回路の回路配置、ノウハウ、コンピュータ・プログラムなどの

技術系の民事事件および行政事件。

(2) 著作権、商標、不正競争などについて中国特許庁又は県クラス以上の地方政府が関連した行政行為に対して提起される行政事件。

(3) 馳名商標(日本の著名商標に相当する)の認定に関する民事事件。

上記の(2)のうち、特許庁又は特許庁の特許審判委員会、若しくは中国商標局又は商標審判委員会の審決を不服として提起された事件、強制実施権(裁定実施権)の成立に関する事件などが含まれる。これは指定(専属)管轄になり、北京知的財産権裁判所しか管轄できなくなる。

特に注目されるべきこととしては、知的財産権に関する行政事件と民事事件は、まとめて知的財産権裁判所の管轄に入ることである。今までは民事事件は、知的財産裁判廷、行政事件は行政裁判廷により別々に審理されてきた。2014年11月4日以降、知的財産権に関する行政事件と民事事件は、すべて北京知的財産権裁判所の管轄になっている。これは中国語では「二合一」(二種類事件の合併審理)ということになる。

現在、中国ではテストとして一部の地方裁判所では、知財に関する行政事件、民事事件、刑事事件はまとめて知的財産裁判廷により審理されている。これは「三合一」と言うことである。しかし、今回、刑事事件は、知的財産権裁判所の管轄に入れられなかった。

知的財産権裁判所は発足したばかりで、実務経験を今後積む必要があり、数年後には刑事事件も知的財産権裁判所の管轄に入れられることが予測される。

## 6. 裁判所の構成

マスコミの発表によれば、北京知的財産権裁判所は、事件立件(受理)廷、第一裁判廷、第二裁判廷、裁判監督廷、事務管理部(総務部)によって構成され、裁判官補佐、判決執行官、技術調査官が配属されている。

## 7. 裁判長など

北京知的財産権裁判所の定員は30名で、今までに任命された裁判官は25名(裁判長、副所長、延長を含めて)、総務15名、裁判官補佐51名、裁判延長4名で、裁判官は平均10年以上の知財裁判の実務経験を持っている。博士は3名、ほとんどが修士以上の学歴を有している。

いままで任命された裁判官は次の通り。

北京知的財産権裁判所裁判長（中国では「院長」という）：宿 遲（元北京市第二中等（中級）裁判所副所長，北京大学法学部出身）

北京知的財産権裁判所副所長：陳 錦川（元北京市高等裁判所知の財産権裁判廷廷長，中国政法大学法学部出身）

北京知的財産権裁判所副所長：宋 魚水（数少ない全国優秀裁判官）

裁判廷長：

立件（受理）廷廷長：杜 長輝

第一裁判廷廷長：姜 穎

第二裁判廷廷長：張 曉津

裁判監督廷長：張 曉霞

裁判官：

李 燕蓉，儀 軍，芮 松艷，侯 占恒，司 品華，  
陳 勇，周 麗婷，彭 文毅，趙 明，張 晰聰，  
江 建中，張 劍，何 暄，馮 剛，張 玲玲，  
蔣 利緯，宋 旭東，姜 庶偉

以上、計 25 名の裁判官が任命された。

今回の裁判官の任命は初めてのことなので、北京市の立法機関により任命され、今後も知的財産権裁判所の裁判長は、上記の立法機関により任命されるが、副廷長、廷長、裁判官については、裁判長により推薦、任命されることになる。この意味では、知的財産権裁判所には、比較的大きな独立した地位が与えられると言える。

## 8. 上訴裁判所

(1) 北京市の各区の裁判所（基層裁判所）が言い渡した判決（これは第一審になる）に不服ならば、北京知的財産権裁判所に上訴することができる。この場合、北京知的財産権裁判所は上訴裁判所になる。

(2) 北京知的財産権裁判所を第一審として提訴して、言い渡された判決に不服ならば、北京市高等裁判所に上訴することができる。

ちなみに、中国の民事裁判は二審制で、(2) の場合、

北京市高等裁判所の判決は、終審判決になるので、不服であっても最高裁判所に上訴することができない。しかし、もし高等裁判所から言い渡された判決において事実の認定、法律の適用に間違いがあれば、再審制度を利用して、最高裁判所の見解を求めることができる。

無論、最高裁判所は常に、各地方の高等裁判所の判決をチェックしているのでも、もし最高裁判所が高等裁判所の事実認定、法律適用において明らかに間違いがあると認めれば、最高裁判所は高等裁判所に再度審理することを命じることもできるし、又は「提審制度」を利用して自らその事件を審理したうえ、最高裁判所としての判決を言い渡すこともできる。

もし、高等裁判所を第一審とすれば（厳しい条件があり）、最高裁判所は上訴裁判所（第二審）になる。

最高裁判所が1年間で扱う再審事件は、約 300 件で、多くの事件は再審申立をしたとしても、最高裁判所に却下されている。

中国は判例主義を採用していないが、最高裁判所が自ら言い渡した判決、再審についての見解、地方の裁判所などからあがってきた問い合わせへの回答、或いは最高裁判所が発表した『司法解釈』は、下級裁判所を拘束することになる。法改正をすれば、最高裁判所の見解などの一部は法律になる。

## 9. 技術調査官

中国は知的財産権裁判所を発足すると同時に、裁判官の多くが、文系又は法律系出身であることを考慮し、日本や韓国、台湾などの調査官制度を参酌して、技術調査官制度を導入した。目的は裁判官に協力し、技術に対する裁判官の理解を深めるために、技術家の視点からの見解を参考として裁判官に提供することである。

開廷審理の場において、法廷（裁判官）の真下は書記官の席で、書記官の席の脇が技術調査官と裁判官補佐の席となる。技術調査官は、開廷審理の場において関係の技術問題について当事者に質問し、回答を求めることができる。

しかしながら、技術調査官から提供された技術に関する見解は、裁判官を拘束することはなく、あくまでも裁判官の参考として利用される。もちろん、裁判官は技術調査官の見解を採用せずに、独自の判断に基づいて判決を言い渡すことも可能である。

しかし、技術調査官は、その技術分野の専門家として採用されているので、特別の場合を除き、技術調査



官の見解は裁判官の判断に影響を与えることが予測される。

技術調査官が提供する技術上の見解は公開されず、当事者からの請求があったとしても、提供することはない。

日本の調査官制度と違うのは、調査官のほとんどは特許庁から派遣される審査官・審判官ではないことである。その一部は、中国特許庁や審判委員会から派遣されているものの、社会一般から広く公募しているので、例えば、関係の大学や技術研究機関、関係団体所属の専門家、実務経験豊富な弁理士なども考えられる。

最高裁判所はそのうち、技術調査官の条件、地位、役割及び任期などについて司法解釈を発表している。

北京市だけではなく、広州市と上海市の知的財産権裁判所も同様に技術調査官制度を導入する。なお、北京知的財産権裁判所は現在技術調査官を募集中である。

## 10. 立件（受理）手続き

裁判所の分担によれば、当事者より提訴された訴訟事件が受理（立件）されるかどうかは前記の（6. 裁判所の構成）と（7. 裁判長など）の事件立件廷（中国語：立案庭）の判断による。これは大変重要な手続きで、受理されないと、案件は実体審理を扱う裁判廷に回されないことになる。

立件廷の審査の内容は各地方の裁判所により多少異なり、かなりの裁判所は形式（方式）要件に限らないで、実体要件についてもチェックしている。

将来的には、立件廷は形式上の要件しかチェックせずに、実体要件をチェックしないということになる見込みである。例えば、当事者の主張は明確かどうか、当事者の氏名、住所、役職、連絡方式（電話、Eメールなど）、費用を納付したか否か、外国当事者の事件ならば、委任状、会社の現在事項全部証明書及び公証、認証に関する書類などはすべてチェックの対象になる。

北京知的財産権裁判所の立件廷には、9つの案件受理窓口、中国農業銀行の料金納付窓口及び料金納付確認窓口が設けられ、当事者は窓口で裁判官に問い合わせすることも可能である。

確認したところによると、北京知的財産権裁判所は2014年11月6日、案件の受理を開始し、同日中にすでに約30件の訴訟事件が当該裁判所に提起された。

また、立件廷のホールには、パソコンなどの設備も設置され、関連情報、審理の状況などを調べることができる。

## 11. 経過措置

北京市高等裁判所の発表によれば、北京市の3箇所の中等裁判所の知的財産裁判廷は、2014年11月6日から知的財産に関する新しい訴訟事件及び上訴事件を受理しないことになった。しかし、同年11月5日まで受理した事件で、同日までに審理がまだ終了していない事件は、引き続き審理し、判決を言い渡すことができる。また、11月5日までに当事者が既に提訴した事件又は上訴した事件でまだ立件されていない知財に関する民事又は行政の訴訟事件は、元の中等裁判所より立件し、審理することができる。上記事件以外の事件は、11月5日以降は、全て北京知的財産権裁判所が立件、審理することになる。なお、元の3箇所の中等裁判所の知的財産裁判廷は、上記の事件の審理終了後には、なくなることになっている。

## 12. 巡回裁判所

広州知的財産権裁判所は広東省全域の知的財産を審理できるが、現在、河南省とか、山西省などの他の省又は地域の事件を立件し、審理することはできない。北京市と上海市の知的財産権裁判所は、その市の事件を立件、審理することができるが、その他の都市又は地域の事件を立件、審理することができない。

上記の3箇所の知的財産権裁判所の権限については、現在それを規定する法律がない。

また、最高裁判所は今後、省、市又は自治区に跨る巡回法廷や、省、市、自治区に跨る裁判所又は検察機関を設立する予定がある。

しかし、知的財産権については、省、市、自治区に跨る裁判所を設立するかどうかは現段階では、まだ確定していない。知的財産権裁判所は始動したばかりなので、今後実務経験を積み重ねてから、新たに設立するか、又は既存の知的財産権裁判所に巡回裁判所としての新しい権限を与える可能性もあると考えられる。異なる地域に跨る裁判所を設立することで、案件審理の公平を確保し、まだ残っているいわゆる「地方保護主義」を効果的に排除できることが期待される。

## 13. 住所

北京知的財産権裁判所の所在地は、北京市海淀区彰化路18号で、中国のシリコンバレーと言われる中関村や、有名な清華大学、北京大学にも近い。

(原稿受領 2014. 12. 15)